

企業主導型保育施設ご利用の方向け補助金のご案内



【申請～支給までの流れ】 補助金の申請受付～審査・支給は、四半期ごとに行います。



スケジュール

注意

最終申請締切：令和9年4月12日

注意

申請可能な利用年月	申請案内の送付時期	申請締切日	口座振込時期
第1回(4月～6月分)	令和8年 6 月下旬 《4～6月の在籍者全員に送付予定》	令和8年 7 月14日	8月下旬
第2回(4月～9月分)	令和8年 9 月下旬 《7～9 月の新規入園者および 第 1 回支給者に送付予定》	令和8年10月15日	11 月下旬
第3回(4月～12月分)	令和8年12月下旬 《10～12月の新規入園者および 第 2 回支給者に送付予定》	令和9年 1 月14日	2月下旬
第4回(4月～3月分)	令和9年 3 月中旬 《1～3月の新規入園者および 第 3 回支給者に送付予定》	令和9年 4 月12日	5月下旬



締切を過ぎてしまった場合も、速やかにご申請ください。次の回で審査の上お支払いします。
なお締切を過ぎた場合、次回のご案内を送付しておりませんので、通知を大切にお控えください。
ただし、令和9年4月12日までに申請がなかった場合、いかなる場合もお支払いできません。

申請方法

電子申請で受付しています
(所要時間:10分程度)



✓領収書兼保育提供証明書を保育園に
記入してもらってください。
✓こちらの二次元コードから申請画面へ進めます
✓パソコンからの申請の場合のURLはこちら
<https://logoform.jp/form/JqMJ/601351>

補助金の受給要件と月額補助上限金額

補助金の受給要件(以下の全てを満たす方が対象)	クラス年齢	月額補助上限金額
①月の初日に区内に在住である(住民登録がある)こと ②国の指導監督基準を満たす旨の証明書を持つ企業主導型 保育施設に在園していること ③認可保育園や幼稚園に在園していないこと(※保育施設を変 更する場合は、認可保育園等の入園月の前月まで、または退園月の翌月 から対象) ④ベビーシッター事業者連携型の利用登録月ではないこと	0から2歳児クラス	38,000円
	3から5歳児クラス	30,000円

実費負担額が補助上限額に満たない場合は、実費負担額までの補助となります。

(例:保育料が 20,000 円、補助上限額が 38,000 円の場合、20,000 円を支給)

ご注意
ください!!

区からのご案内の送付は、企業主導型保育施設の利用開始後、施設から提出された利用状況報告書(利用者児童名簿)をもとに送付しています。施設から区への利用状況報告書の提出がない場合、区では施設のご利用状況を把握することが出来ず、ご案内も送付できません。
入園時期に応じた申請案内の発送時期までに、ご案内がご自宅に届かない場合は、必ず区へお問い合わせください。

Q&A



区 HP はこちら(ページID:1523)
パソコンの場合は、世田谷区ホームページから「検索メニュー」を開き、ページ ID: 1523 を入力してご検索ください

No.	質問	回答
1	郵送で申請することはできますか？	区HP(上記二次元コード)から紙の申請書のダウンロードが可能です。 ①請求書②家族状況届③領収書兼保育提供証明書 を郵送でお送り下さい。(窓口は世田谷区役所 西棟3階 保育認定・調整課の窓口のみです。 各総合支所や出張所の窓口では受け付けていないためご注意ください) 郵便事故等もあるため、可能な限り電子申請にご協力ください。
2	申請の案内が届きません	区からのご案内は、施設から区宛てに提出された名簿をもとに、対象の方のご自宅へお送りしております。ご案内が未着の場合、施設からの名簿の提出が漏れている可能性や、郵便事故等の可能性がありますので、必ず締切日前までにお電話で(03-6453-4990)までご連絡ください。
3	お問い合わせ番号と施設コードがわかりません	どちらも必須入力項目ですので、お電話で(03-6453-4990)までご連絡ください。番号を記載した送付状をお送りします。
4	企業主導型保育施設を利用しています。区に対して無償化の請求はできますか？	企業主導型保育施設をご利用の場合の幼児教育・保育無償化(0から2歳クラスの非課税世帯もしくは3から5歳クラスが対象)は、施設が保育料から減額する形で実施します。区からのお支払いはしておりませんので、減額の詳細等は施設に直接お問い合わせください。
5	所得制限はありますか？	世帯の収入に関係なく補助金対象となります。所得によって補助金額が変動することはありません。
6	締切日を過ぎてしまいました。申請はできますか？	締め切りを過ぎてご申請された分は、次の回で審査いたします。なお、締切を過ぎた場合は次回申請の案内を送付していないため、次の締切日に合わせてご自身でご申請ください。ただし、 <u>最終提出締切日に申請が間に合わなかった場合は、補助金はお支払いできません。</u> 令和8年度の最終提出締切は、 令和9年4月12日 です。申請漏れにご注意ください。
7	世田谷区へ転入しました。補助金はいつから対象ですか？	月の初日に世田谷区民であることが補助要件のため、住民票が1日時点で世田谷区にある月から補助対象です。世田谷区転入前のご利用分については、転入前の自治体にご確認ください。
8	世田谷区外へ引っ越す場合、補助金はいつまで支給されますか？	1日時点で世田谷区に住民票がある月までが補助対象です。1日時点で別の自治体に住民票が異動した場合は、転出先の自治体の制度が適用されます。補助金制度は各市区町村でそれぞれ異なるため、転出先の市区町村に前もってご相談いただくことをおすすめします。

問合せ先

世田谷区子ども・若者部内 幼保補助金事務センター 03-6453-4990 (平日 8:30-17:00 ※庁外のセンターで受電)
【窓口】〒154-8504 世田谷区世田谷4-22-33(世田谷区役所 西棟3階) 保育認定・調整課 認定・給付担当